

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要
2. 有害使用済機器の指定
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準
4. 帳簿の整備
5. 届出手続き
6. 報告徴収、立入検査等
7. 今後の検討事項

4.帳簿の整備

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令（帳簿関連部分抜粋）

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器保管等業者をいう。第三項において同じ。）は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一 受入れ年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出先ごとの搬出量と品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の持出先ごとの持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。
 - 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

※有害使用済機器の適正処理の観点から帳簿を作成し備え付ける。

帳簿の記載例（保管のみの場合）

①保管のみ（有害使用済機器及びその他の機器との混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合）

受入

(H00年00月)

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	取扱方法	備考
機器混合※3	H00.00.00	J社	00kg	保管、選別	パソコン、プリンタ、HDD
パソコン、OA機器	H00.00.00	J社	00kg	保管、選別	バッテリーを除去
モニター	H00.00.00	K社	00kg	保管	
機器混合	H00.00.00	K社	00kg	保管、選別	バッテリーを除去 パソコン、プリンタ、HDD
...		
...		
合計			00kg		

搬出

(H00年00月)

搬出品目※1	搬出先	搬出年月日	搬出量※2	備考
小型家電	A社	H00.00.00	00kg	
パソコン	I社	H00.00.00	00kg	
モニター	U社	H00.00.00	00kg	
業務用機器	E社	H00.00.00	00kg	
バッテリー	O社	H00.00.00	00kg	
...	
...	
合計			00kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

帳簿の記載例（保管及び処分・再生を行う場合）

②保管及び処分・再生（有害使用済機器及び他の機器の混合物を受入し、破碎等処理後持ち出す場合）

受入

(H00年00月)

受入品目 ^{※1}	受入年月日	受入先	受入量 ^{※2}	処分(再生)年月日	処分(再生)方法	備考
混合 ^{※3}	H00.00.00	E社	00kg	H00.00.00	保管、破碎	パソコン
パソコン、プリンター	H00.00.00	F社	00kg	H00.00.00	保管、解体、破碎	バッテリーを除去
モニター	H00.00.00	F社	00kg	H00.00.00	保管、破碎	
混合	H00.00.00	E社	00kg	H00.00.00	保管、破碎	バッテリー、蛍光管を除去
...			
...			
合計			00kg			

搬出

(H00年00月)

持出品目 ^{※1}	持出先	持出年月日	持出量 ^{※2}	備考
基板	カ社	H00.00.00	500kg	
アルミ	キ社	H00.00.00	00kg	
銅	キ社	H00.00.00	500kg	
鉄	キ社	H00.00.00	00kg	
ダスト	ク社	H00.00.00	00kg	廃棄物として処理委託
バッテリー	ケ社	H00.00.00	10,000kg	廃棄物として処理委託
蛍光管	コ社	H00.00.00	00kg	廃棄物として処理委託
...	
合計			00kg	

※1: 入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2: 受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3: 有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要
2. 有害使用済機器の指定
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準
4. 帳簿の整備
5. 届出手続き
6. 報告徴収、立入検査等
7. 今後の検討事項

5. 届出手続き

届出手続きに係る根拠条文

- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 【法第17条の2第1項】
- （中略）
- 六 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。 【法第17条の2第6項】

届出手続きに関する説明

- 法第17条の2 第1項（届出、対象者）
- 法第17条の2 第6項（業を廃止した場合等の届出）
- 届け出た事項を変更する場合についても、同様に届出る必要がある※。
- また、有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後速やかに届出る必要がある。
※政令第16条の4
- なお、法令に基づき許可等により環境保全上の措置が講じられている等の者は届出義務が除外されています。
※保管又は処分を業として行おうとする者とは、反復継続して当該保管又は処分を行う者をいいます。

(1) 適用除外の者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（適用除外関係）

（適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者）

第十三条の二 法第十七条の二第一項の環境省令で定める者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。第一号及び第五号において同じ。）を業として行おうとする者（次のいずれかに該当する場合に限る。）とする。

一 令第十六条の二各号に掲げる機器が廃棄物となつたものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合

- イ 法第七条第一項の許可
- ロ 法第七条第六項の許可
- ハ 法第九条の八第一項の認定
- ニ 法第九条の九第一項の認定
- ホ 法第十四条第一項の許可
- ヘ 法第十四条第六項の許可
- ト 法第十五条の四の二第一項の認定
- チ 法第十五条の四の三第一項の認定
- リ 第二条第一号の委託
- ヌ 第二条第二号の指定
- ル 第二条第四号の指定
- ヲ 第二条の三第一号の委託
- ワ 第二条の三第二号の指定
- カ 第二条の三第四号の指定
- ヨ 第九条第二号の指定
- レ 第十条の三第二号の指定
- ソ 第十条の三第四号の指定

(1) 適用除外の者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（適用除外関係 続き）

（適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者 続き）

- ツ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定
- ネ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ナ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定
- ラ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ム 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定
- ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。）
- 二 市町村である場合
- 三 都道府県である場合
- 四 国である場合
- 五 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が百平方メートルを超えないものを設置する場合
- 六 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

届出除外対象者概要

- ① **関係法令の許可等を受けた者**（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）等）
- ② **有害使用済機器の保管量が少ないこと**等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（実態調査結果等を踏まえ、事業場の敷地面積100m²未満の者を想定）
- ③ **いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であつて、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者**（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）

(2) 届出事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（届出事項関係）

（有害使用済機器の保管等の届出）

第十三条の三 法第十七条の二第一項前段の規定による届出は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の二による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業の範囲
 - 三 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
 - 四 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
 - 五 第十三条の六の規定による高さのうち最高のもの
 - 六 処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目
 - 七 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - 八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 事業場の平面図及び付近の見取図
 - 三 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 四 届出をしようとする者が前二号に掲げる場所及び施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - 五 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴つて生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
 - 六 届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写し
 - 七 届出をしようとする者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 八 届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し

(2) 届出事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（変更届出関係）

（有害使用済機器の保管等に係る変更の届出）

第十三条の四 法第十七条の二第一項後段の規定による変更の届出は、当該変更の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の三による届出書を提出して行うものとする。ただし、次項の規定により前条第二項第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類を添付して行う場合にあつては、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第十七条の二第一項の規定による届出を行つた年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更予定年月日

2 前条第一項第二号から第七号までに掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る届出書に、当該変更に係る場所又は施設に関する同条第二項第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する政令（廃止届出関係）

（廃止の届出）

第十六条の四 法第十七条の二第一項の規定による届出を行つた者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（廃止届出関係）

（廃止の届出）

第十三条の十一 令第十六条の四の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十五の四による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

届出事項・書類

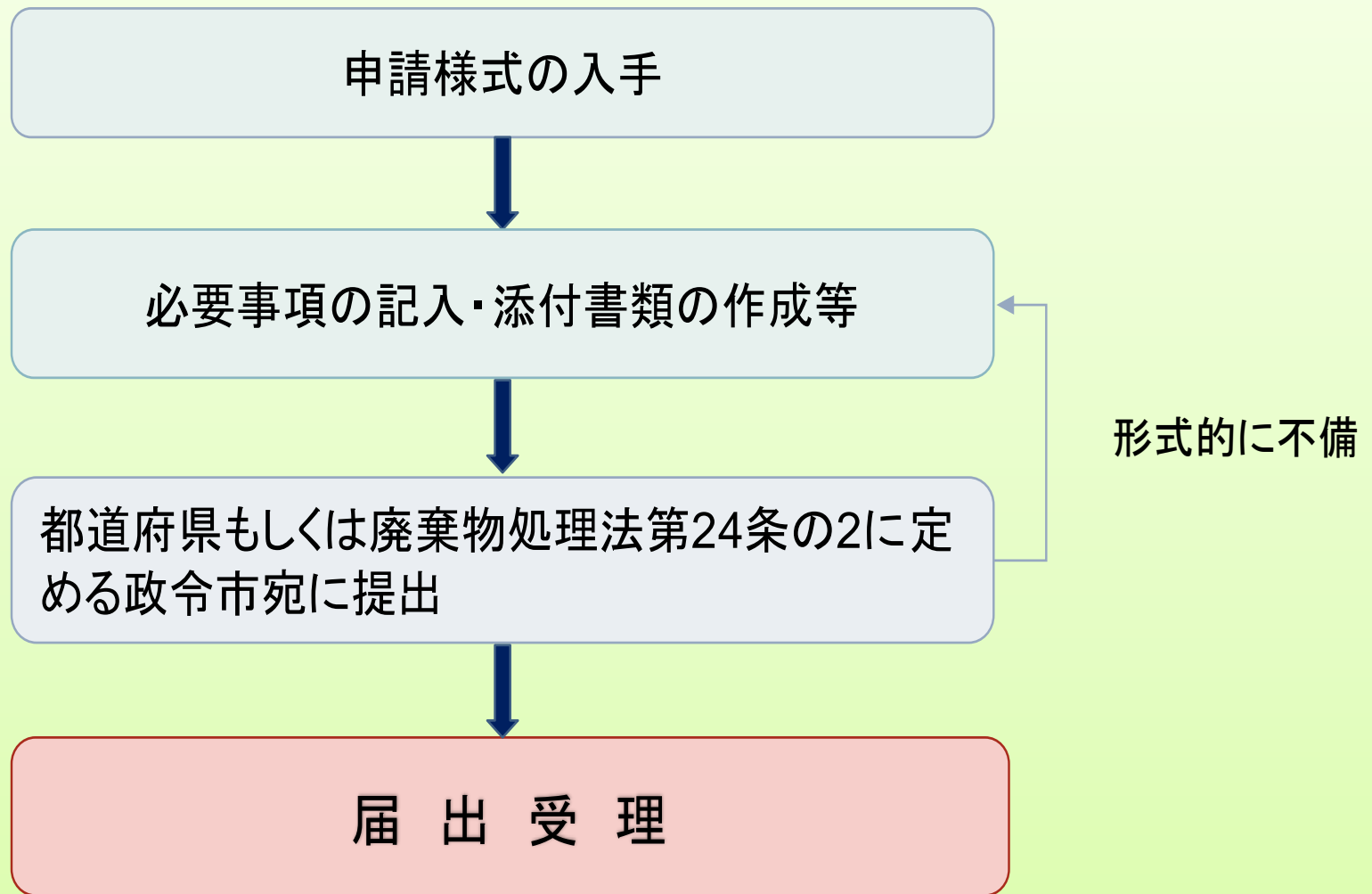
- 申請者の基本情報（氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類）
- 事業一般に関する事項（事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類）
- 保管に関する事項（保管する品目、保管場所の面積、保管量・保管高の上限、保管場所の図面（平面図、構造図等））
- 処分に関する事項（処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・設置場所の図面（平面図、構造図等））

※複数の都道府県等で事業を行う場合は、各自治体毎に届出が必要

届出の時期

- 新規は事業開始前10日前までとすることとする。
※施行日（平成30年4月1日）に既に有害使用済機器保管等業を実施している業者は、6ヶ月の経過措置が設けられている。（平成30年9月30日までに届出が必要）
- 届出事項の変更についても、基本的に変更の10日前までに届出が必要。
※住民票、定款、謄本、土地の権原を証する書類の添付を要する変更は、当該書類の変更後速やかに届出が必要。
- 有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後10日以内に提出。）
※事業の一部廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生の内の一部を廃しする場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

届出手続きの流れ（概要）



届出様式の記載例（新規届出）

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
都道府県知事 殿 (市長)	
届出者	
住所 〒〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号	
氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 〇	
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目: 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器) 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所 〇〇〇〇事業場 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号 事業場 同上 電話番号 同上 面積 〇〇〇m ²
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	保管場所① 所在地:同上 面積:〇〇m ² 、最大高さ 5m 品目:電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号～20号の機器 保管場所② 所在地:同上 面積: 〇m ² 、最大高さ 3m 品目:ゲーム機、デジタルカメラ等 施行令第16条の2第21号～32号の機器
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	事業場:〇〇事業場 所在地:同上 品目:電気掃除機、扇風機等施行令第16条の2第5号～32号の機器
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	〇〇事業場、所在地:同上 破砕機(シュレッダー)、1台、〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力10t/日
※事務処理欄	

（第2面）

届出者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住所
株式会社〇〇〇〇		〒〇〇-〇〇〇〇 県〇〇市〇〇町〇番〇〇号 〇〇
法定代理人(届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

事業場や保管場所が複数ある場合などにより様式に書き切れない場合は別途一覧表を作成し添付するなど適宜対応いただきたい。

届出様式の記載例 (変更届出 廃止届出)

様式第三十五号の三 (第十三条の四関係)

有害使用済機器保管等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所 〒〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。)	代表取締役の変更 〇〇〇〇	□□□□
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由	代表者の新任退任	
変更予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
備 考		
1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十五号の四 (第十三条の十一関係)

有害使用済機器保管等廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所 〒〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	処分(再生を含む)の廃止
廃 止 の 理 由	施設の老朽化に伴う事業の廃止
廃止の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
備 考	
1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。	
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

(日本工業規格 A列4番)

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要
2. 有害使用済機器の指定
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準
4. 帳簿の整備
5. 届出手続き
6. 報告徴収、立入検査等
7. 今後の検討事項

6. 報告徴収、立入検査等

報告徴収、立入検査等の根拠法令

法第十七条の二 第三項

次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

準用する条文

条文	概要
第十八条第一項	報告の徴収
第十九条第一項、第三項及び第四項	立入検査
第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）	改善命令
第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項	措置命令

罰則

	罰則
措置命令違反（法第25条第1項第5号）	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反（法第26条第2号）	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反（法第30条第6号）	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等（法第30条第7号）	
立入検査の拒否等（法第30条第8号）	

報告徴収・立入検査への協力について

- 有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、都道府県等は、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められている。
- したがって、有害使用済機器又はその疑い物の保管又は処分を業とする者は、都道府県等から、有害使用済機器に係る報告徴収や立入検査を受ける場合があるため、これらを受けた場合は積極的に協力いただきたい。
※立入検査は事前通告無く行われる場合があるため、その際も積極的に協力していただきたい。
- また、立入検査においては、一般的に日本語が使われるため、日本語による応対が可能な体制を整えていただきたい。
- なお、報告徴収や立入検査の拒否などを行った場合の等の罰則が規定されているので留意願いたい。

※有害使用済機器は廃棄物疑い物として判断される可能性があり、廃棄物の処理に関する指導監督権限を有する行政機関からの報告徴収や立入検査を受ける場合も想定されるため、その場合も積極的に協力いただきたい。

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要
2. 有害使用済機器の指定
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準
4. 帳簿の整備
5. 届出手続き
6. 報告徴収、立入検査等
7. 今後の検討事項

7. 今後の検討事項

検討会中間取りまとめにおいて、有害使用済機器の保管等に係る今後の課題を以下のとおり整理しており、これを踏まえて対応することとする。

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないように、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、バーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。
- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。
「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロンの放出リスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として自動販売機やショーケース、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。
また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。
以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

7.今後の検討事項（続き）

（前項からの続き）

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めた**いわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべき**である。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない**有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべき**である。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、**リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべき**である。